

令和4・5年度学校給食用パン加工委託工場及び炊飯委託工場指定方針

令和3年6月30日

公益財団法人静岡県学校給食会

1. 指定申請のできる工場

- (1) 本年度、学校給食用パン加工委託工場または炊飯委託工場として指定されている工場で、引続き指定を希望する工場。(以下、「指定更新希望工場」という。)
- (2) 新たに指定を希望する工場で、別添「学校給食用小麦粉製品加工および炊飯委託工場指定要領」に適合し、県学校給食会が必要と認める工場。(以下、「新規指定希望工場」という。)

2. 指定申請書の提出

- (1) 指定更新希望工場は、県学校給食会又は、工場が所属する団体(静岡県学校給食パン米飯協同組合)から「委託工場指定申請書」の用紙を受け取り、令和3年7月30日(金)までに工場が所属する団体を通じて県学校給食会へ提出する。
- (2) 新規指定希望工場は、県学校給食会から「委託工場指定申請書」の用紙を受け取り、令和3年7月30日(金)までに県学校給食会へ提出する。

3. 工場の選定

- (1) 工場の選定は「学校給食用小麦粉製品加工および炊飯委託工場指定要領」の規定に基づいて行う。
- (2) 工場実地調査は、令和3年10月上旬から実施する。
- (3) 指定更新希望工場及び新規指定希望工場は、管轄する保健所の令和3年4月以降の「食品衛生監視票」を工場実地調査時までには県学校給食会へ提出する。
- (4) 委託工場選定委員会は、令和4年1月下旬に実施する。

4. 学校割当

委託工場として指定する工場への学校割当は、次の各事項を考慮して行う。

- (1) 工場の製造規模
- (2) 輸送距離の平均化
- (3) 市町教育委員会及び工場所属団体の意見
- (4) 学校給食に対する実績

5. 委託工場及び学校割当決定の時期

令和4年2月に行う理事会で決定する。